

[事案 2019-41] 新契約無効請求

・令和2年2月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年4月に契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 契約時、募集人から約款を渡されておらず、クーリング・オフや解約手数料等の重要事項について、まったく説明を受けていない。

(2) 申込書の捺印は、自分から印鑑を借りて、募集人が捺印したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は申立人に、パンフレットや設計書等を用いて、商品内容および市場価格調整、解約控除・費用等について説明し、これらの書類を交付した。

(2) 申込書や適合性確認書兼意向確認書等について、契約者が記入すべき箇所は、すべて申立人が記入し、署名および捺印も申立人自身が行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人から約款を渡されず、クーリング・オフや解約手数料等の重要事項についてまったく説明を受けていないとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。